

資料2【誤嚥・窒息に関わる対応策を検討すべき判例】

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
1	重度の認知症である73歳の男性がショートステイの朝食後、薬を飲んだ直後に異変を起こしチアノーゼ状態になった後に死亡した事故で、適切な処置を怠った過失があるとして、事業者に対し合計2,200万円の支払を認めた事例	横浜地裁 川崎支部	平成9年 (ワ)第289号	平成12年 2月23日	改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 賃金と社会保障 1284号 43頁
2	自立していた中等度の認知症で老人健康施設入所中の76歳の男性が、夕食に出されたこんにゃく田楽を喉に詰まらせ窒息死した事故で、施設の責任を否定した事例。誤嚥事故発見後、食堂からサービスステーションまで車椅子で移動させ、入れ歯を取り出し、タッピングをして吸引器を用いた後に口に指を入れて異物を探り、その後、病院に搬送した事案について、過失はないとした	横浜地裁	平成10年 (ワ)第1337号	平成12年 6月13日	改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 賃金と社会保障 1303号 60頁
3	特別養護老人ホームに入所中の老人性痴呆症、白内障および緑内障で全盲の82歳の男性がパン粥を誤嚥して窒息死した事案。以前から食べるとむせる、パン粥を飲み込めないことから、誤嚥の可能性を認識することは不可能であり、仮に認識すべき義務があっても、食事介護中は常に肺か頸部の吸音を聞く必要があるが、これを特別養護老人ホームの職員に義務付けることはできず、誤嚥につき予見可能性がなく、異変後の救命措置にも落ち度はないとして施設の過失を否定した事例	神戸地裁	平成14年 (ワ)第1887号	平成16年 4月15日	裁判例検索(裁判所 web) 改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 賃金と社会保障 1427号 45頁
4	軽費老人ホームに入居していたAが体調不良となり病院へ搬送され、同病院で急性硬膜下血腫と診断され緊急手術を受けたが、左半身麻痺、嚥下障害、左眼視力喪失等の後遺症を負い、その後、肺炎を起こして死亡した事例。Aの相続人である	名古屋地裁	平成14年 (ワ)第251号	平成17年6月 24日	裁判例検索(裁判所 web)

	原告が、軽費老人ホームは入居契約上の債務として、Aを医療機関へ搬送すべき義務を怠り、その結果嚥下障害等の後遺症を残存せしめ、嚥下障害による肺炎によりAを死に至らしめたと主張して、被告に対し債務不履行に基づく損害賠償請求権として遅延損害金の支払を求めたが請求を棄却した事例				
5	<p>軽度認知症と事故の後遺症で全介助を受けていた75歳の男性が、特別養護老人ホームのショートステイにて、食事のおでん(こんにゃく、はんぺん)で窒息死した事故につき、特別養護老人ホームに対し2,426万円余の支払を認めた事例。</p> <p>Aが介助を要する当時、ショートステイ用一般状態記録にも、Aに嚥下障害がある旨が記載されていた。Aにこんにゃくやはんぺんを食べさせる際、Aに誤嚥を生じさせない細心の注意を払う必要があったが、職員がこれらの確認をしないまま、こんにゃくに続いてはんぺんを食べさせたことは、不法行為法上の過失に当たるとした事例</p>	名古屋地裁	平成14年(ワ)第2028号	平成16年7月30日	<p>改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任</p> <p>賃金と社会保障1427号54頁</p>
6	特別養護老人ホームに入所中の97歳の女性が玉子丼の細く刻まれたかまぼこを誤嚥して窒息を生じ約10か月後に死亡した事案。食事中に口から泡を出したため吸引の処置をし、二度目に口から泡を出し、軽いチアノーゼが見られた後に嘱託医に連絡して適切な処置を求めたり、救急車の出動を求めるべき義務に違反した過失があるとして事業者を支払を認めた事例	東京地裁	平成15年(ワ)第25683号	平成19年5月28日	<p>医療訴訟判例データファイル</p> <p>改訂版Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問</p> <p>判例時報1991号81頁</p>
7	特別養護老人ホームに入所中の、脳血管障害等により医師から嚥下障害の進行と誤嚥性肺炎発症の可能性が高いことを説明されていた女性が、職員の介助を受けながら食べていた朝食を誤嚥して死亡した事	松山地裁	平成18年(ワ)第150号	平成20年2月18日	<p>改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任</p> <p>医療訴訟判例データファイル</p>

	<p>故。職員が、①覚醒の確認を十分に行っておらず、②頸部を前屈させることを全く行っておらず、③手、口腔内を清潔にすることも行っていないことから、事業者はこれらのことがきちんと行われるように職員を教育、指導すべき注意義務に違反したとし、事業者に対し相続分2分の1の相続人への1,318万円余の支払を認めた事例</p>				<p>改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問</p> <p>判例タイムズ 1275号 219頁</p>
8	<p>特別養護老人ホームに入所している利用者が、朝食時に食事を誤嚥して死亡した。相続人らは、使用者責任等の不法行為または介護サービス契約の債務不履行に基づいて、損害賠償請求をした。</p> <p>本件事故の際、Bは、Aが最後のエンジョイゼリーを口に入れた後、口や喉仏の動きを見ながらAが食物を嚥下したことを確認し、3分間Aの状態を見守ったが、特に異常はなかったものであり、Aは食事を終了していたものと認められる。</p> <p>さらに、Aは嚥下能力が減退し、ため込み、むせ込み、嘔吐等がみられたが、本件事故当日の食事はペースト状の食事やエンジョイゼリーなど嚥下しやすい性状のもので、Bがスプーンで一杯ずつ、1時間以上かけて食事介助をしていたのであるから、嚥下能力が減退していたとしてもAが誤飲した可能性は低いと考えるのが相当である。そしてAの直接の死因は、本件全証拠によっても、結局のところは不明であると言わざるを得ないが、少なくとも、原告らの主張を認めることはできないとした事例</p>	東京地裁	平成 18 年 (ワ) 第 3067 号	平成 20 年 3 月 27 日	改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問

9	介護付有料老人ホームの入所者が誤嚥により死亡した場合において、事前に誤嚥の可能性を予見することは困難であるとして、誤嚥防止の特段の措置を講じなかったことについての過失が否定された事例	東京地裁	平成 20 年 (ワ) 第 34440 号	平成 22 年 7 月 28 日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 医療訴訟判例データファイル 改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の 77 問 判例時報 2092 号 99 頁
10	介護老人保健施設において、利用者が食事中にご飯、厚揚げ、ふきの煮物などを誤嚥して翌日死亡した。介護老人保健施設の開設者である医療法人(被告)施設及び職員に対する管理体制、施設の職員らの事故発生前の対応及び事故発生後の救命活動のいずれについても過失を否定した	横浜地裁	平成 20 年 (ワ) 第 4453 号	平成 22 年 8 月 26 日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の 77 問 判例時報 2105 号 59 頁
11	グループホームに入所していた 83 歳男性が、生ゴミ等を食して嘔吐、腹痛、下痢をしたが医療機関に救急搬送しなかったことで死亡したとの主張につき、生ゴミ等を食した事実はなく、嘔吐、腹痛、下痢があったとしても、看護師に指示を受けて対応、身元引受人にも連絡するなど契約上課せられた注意義務を果たしているから医療機関に救急搬送すべき義務があったとまでは認められないとして施設の責任を否定した事例	東京高裁	平成 22 年 (ネ) 第 3079 号	平成 22 年 9 月 30 日	改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の 77 問 自保ジャーナル 1837 号 160 頁
12	デイサービス利用中の要介護 5 の 81 歳男性が昼食時に誤嚥して死亡するに至った事故について、職員が見守りを怠った事実はなく、介護保険法等の関係法令の定める基準を上回る介護が約束されていたとは認められず、事故当時、昼食の見守りをしていた職員は他の利用者に気を奪われていて見守りを怠ったとは認められず、職員には過失はな	東京都立 川支所	平成 21 年 (ワ) 第 2609 号	平成 22 年 12 月 8 日	医療訴訟判例データファイル 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の 77 問

	い。 施設が 23 名の利用者に対して専ら食事の見守りを担当する職員を 2 名しか配置しなかったことについて、利用契約の債務の履行を怠ったとは認められないとして、請求を棄却した。介護員、看護師とも配置された状況の下できることはしたと施設の責任を否定した事例				判例タイムズ 1346 号 199 頁
13	特別養護老人ホームの入所者である利用者が、身に着けていた紙おむつ及び尿取りパッドを口に入れ喉を詰まらせて窒息死したことについて、利用者の相続人らが、施設に対し、主位的に不法行為、予備的に債務不履行に基づき、精神的損害、葬儀費用等相当額の賠償などを求めた。異食癖のある利用者に着用させた介護服の不適切な着用方法によって発生したものと推認するのが相当として、遺族らの請求を一部認容した事例	さいたま地裁	平成 18 年 (ワ) 第 2714 号	平成 23 年 2 月 4 日	裁判例検索 (裁判所 web) 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の 77 問 賃金と社会保障 1576 号 58 頁
14	介護老人保健施設に入所中のパーキンソン病で要介護 3 の 86 歳の男性 X が縦 25mm、横 40mm、厚さ 5mm 程度の健常人が食べるのと同程度の刺身を誤嚥して死亡した事故につき、嚥下状態は良好とは評価し難い状態であり、誤嚥の危険性があった。介護老人保健施設という専門機関で、継続的に介護に当たっていた医師を含む介護保険施設の職員はこれを認識していたか又は少なくとも容易に認識できた。X に提供された刺身は健常人が食べるのと同程度の刺身は健常人が食べるのと同程度であったが、嚥下しやすくするための工夫は加えられていなかった。したがって、刺身を常食で提供したことについて、介護契約上の安全配慮義務違反が認められるとして事業者に対し 2,203 万円余の支払を認めた事例	水戸地裁	平成 21 年 (ワ) 第 103 号	平成 23 年 6 月 16 日	医療訴訟判例データファイル 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の 77 問 判例時報 2122 号 109 頁

15	四肢麻痺で要介護4の79歳の男性が、通所介護サービスにおいて飴が喉に詰まり死亡した事故につき、むせているのを職員（看護師）が発見し、背部叩打法、ハイムリック法、吸引等の措置により、咽頭から飴を取り出そうとしたが功を奏さず、男性は顔色不良となり、遅くともこの時点において救急車を要請すべきであったが、この10分後に救急車を要請した事案で、事業者に対し1,000万円の支払を認めた事例	広島地裁 福山支部	平成22年 (ワ)第246号	平成23年 10月4日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任
16	ショートステイを利用していた嚥下障害を伴うマシヤド・ジョセフ病の50歳の女性がとろみ食を誤嚥して死亡した事故で、職員に誤嚥による呼吸不全を見逃した過失および施設管理者に食事介助にあたる者に対する特段の注意喚起を怠った過失により、事業者に対し、2,640万円の支払を認めた事例	京都地裁	平成22年 (ワ)第3676号	平成25年 4月25日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問
17	医師から「(食道裂孔疝ヘルニア)により、時折嘔吐を認めています。誤嚥を認めなければ経過観察でよいと思います。」との紹介状があった介護付き老人ホームに入居中の85歳のうつ病の女性がロールパンを誤嚥し死亡した事項につき、事業者が債務不履行責任を認め、女性が原則に反して居室での食事を希望したことを理由とする過失相殺は認めなかったが慰謝料額で斟酌し1,548万円余の支払を認めた事例	大阪高裁 原審：神戸地裁 平成24年3月30日	平成24年 (ネ)第1537号	平成25年 5月22日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 医療訴訟判例データファイル 判例タイムズ1395号160頁
18	訪問介護サービスの訪問介護員が、家族が置いていた円形で直径6cmないし7cmのさつま揚げ様の揚げ物を切らずに具材として利用してうどんを調理し、歯がほとんどない認知症の要介護3の87歳の女性が揚げ物を誤嚥し死亡した事故につき事業者の使用者責任を認め、1,564万円余の支払を認めた事例 利用者は87歳の高齢者で、食事	松山地裁	平成24年 (ワ)第1125号	平成26年 4月17日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問

	<p>の際の窒息事故の発生が危惧される年齢であり、本件事故前に嚥下障害の微表たる痰が発生し、現実に誤嚥事故が発生していたのに、重大な窒息事故の発生する危険性の高い形状の本件揚げ物を原型のまま提供したことは、調理方法における過失と認定し、相当因果関係も認められた。施設は、利用者が適切な咀嚼、嚥下をしなかったこと、痰の発生後病院を受診しなかったこと、ほかの施設で誤嚥事故が発生したことがある旨報告書に記載があったが、これを家族が施設に連絡しなかったこと、家族が揚げ物を購入したこと自体が過失であると主張したが、裁判所は過失相殺を否定した</p>				
19	<p>介護施設に短期入所していた 72 歳女性が多発性脳梗塞を原因とする鼻口部圧迫により窒息死した事故について、詳細不明で急死と判断されていることから、施設の責任を否定した事例</p>	東京高裁	平成 27 年 (ネ)第 186 号	平成 27 年 4 月 22 日	<p>改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任</p> <p>自保ジャーナル 1953 号 175 頁</p>
20	<p>通所介護施設の利用者が他人の糖尿病治療用の血糖降下剤を誤って服用した結果、低血糖状態を発症し、緊急搬送先の病院で胃瘻造設手術が実施され、また、当該病院から退院後、転院を繰り返し、誤飲から約 2 か月後に死亡した事案について、薬の誤飲から低血糖状態になって入院し、入院に伴う環境の変化、既往症に対する治療の中止、非経口摂取の実施などから、嚥下能力が低下し、誤嚥の危険性が高まったため、胃瘻造設手術が実施されたとして、薬の誤飲と胃瘻造設手術に相当因果関係が認められた事例</p>	東京地裁	平成 26 年 (ワ) 第 3178 号	平成 27 年 4 月 24 日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任
21	<p>グループホームに入所していた、片麻痺、言語障害、認知症で要介護 5 の 72 歳の女性が飯粒などを誤嚥して死亡した事故で嚥下機能が低下しており、食事は全介助であったと</p>	福岡高裁 原審：福岡地裁	平成 27 年 (ネ)115 号 原審：平成 23 年(ワ)	平成 27 年 5 月 29 日 原審：平成 26 年	<p>改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任</p> <p>裁判例から学ぶ介護事故対</p>

	ころ、食事介助の方法として不適切だったと認めることはできず、夕食中に口から食べ物が流れ出、左手に振戦という誤嚥の徴候が出現していたが、声掛けに反応し、振戦も治まり、夕食後から口腔ケアを行ったころまでの間、むせ込みや顔色の変化など呼吸状態の悪化を示す徴候を確認できず、チアノーゼによる異常から 10 分程度後に 119 番通報した事案について、過失はないとした事例		第 160 号	12 月 25 日	応 判例時報 2270 号 3 頁
22	被告は、利用者（死亡）と賃貸借契約を締結し、24 時間介護スタッフなどを宣伝しており、賃貸借契約及び指定訪問介護が食事をする際には適切に見守って誤嚥を防止する安全配慮義務があるとして、利用者の法廷相続人の一人が損害賠償請求を求めた。（法廷相続分は 4 分の 1）不当利得返還請求等の請求もあったが、誤嚥による死亡については、 <u>本件契約は訪問介護契約であって、夕食時間帯はサービス提供の時間帯ではなく、利用者やその親族が誤嚥の危険を訴えたというサービス実施記録はなく、被告に利用者の夕食時に誤嚥を防止する法的義務があったとはいえ、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は成立しないとした事例</u>	大阪地裁	平成 26 年（ワ）第 4162 号	平成 27 年 9 月 17 日	改訂版 Q&A 高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の 77 問 判例時報 2293 号 95 頁 自保ジャーナル 1963 号 176 頁
23	左半身完全麻痺の要介護 4 の 59 歳の男性がデイサービスにおいて、鶏の唐揚げを誤嚥して死亡した事故で、「通所介護アセスメント表」には、常食、嚥下普通、禁食なしと記載されていたことから誤嚥の危険性の具体的予見は困難であり、男性がむせ始め、職員が口の中から食べたものを除いたが、せき込みは止まらず、その後、むせ込みやせき込みがなくなり顔色が急激に悪くなった直後の、むせが始まった 10 分後	東京地裁	平成 27 年（ワ）第 16389 号	平成 28 年 10 月 7 日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任

	に 119 番通報し、この間、気道を確保するために背中を叩いて声掛けをしていた事案について、過失はないとした事例				
24	介護老人保健施設にショートステイで入所中の誤嚥を起こしやすくなっていた 77 歳の男性がロールパンを誤嚥して低酸素脳症になった事故で、パンを提供するとしても小さくちぎったものを提供するべき義務があったところ、これに反しロールパンをそのまま提供したとして、使用者責任を認めて 4,054 万円余の支払を認めた事例	鹿児島地裁	平成 27 年 (ワ)第 542 号	平成 29 年 3 月 28 日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任
25	社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する誤嚥性肺炎を発症しやすいことを指摘されていた入所者が、食事介助中に誤嚥を起こし低酸素性脳症と診断された。約 2,000 万円の賠償責任が認められた事例	熊本地裁	平成 27 年 (ワ) 第 1050 号	平成 30 年 2 月 19 日	インターネット検索
26	白玉団子を喉に詰まらせて植物人間状態となった事例。 団子を口に入れば、これを喉に詰まらせて窒息することの具体的な予見可能性があったと認定された。理由として、①利用者は咀嚼能力、嚥下能力が低下していた (89 歳、総義歯、円背→誤嚥しやすい、認知症→食べるペース、量が判断できない) ②団子の形状 (粘着性・弾力性、直径 2~3cm) 結果回避義務として、①皿を手が届く範囲に置かないようにする義務、または団子を提供するのであれば、②「利用者の行動や咀嚼嚥下の状況を注意深く確認する義務」を認定した。 そして、被告 (事業者側) は①皿を手が届く範囲に置いたうえ、②利用者の行動も確認していなかったから、結果回避義務違反があると認定された	松山地裁	平成 28 年 (ワ)第 123 号	平成 30 年 3 月 28 日	インターネット検索

27	<p>介護老人保健施設の入所者 X に、自宅への一時外泊後に肺炎で死亡したことに對して、外泊前の検査、他院の受診勧誘、外泊中止の促しがなく、他院の受診も妨害されたと主張されて損害賠償を提起されたが、施設側の過失が認められなかった事例</p> <p>一時帰宅の食事の誤嚥が原因で肺炎を発症した可能性も否定できず、帰園後に急速に増悪した可能性もある。家人も X は平成 28 年 1 月 6 日に呼吸困難が生じた旨説明していた。対症療法をしつつ経過観察することに問題があったとはいえず、同時点で外泊中止を促すべき注意義務があったとはいえない。また同日、施設の看護師長が X の家人に、発熱、絶食の上で点滴を投与されていることなどを電話で報告しており、この報告内容は、同時点の原告に対する注意喚起として不十分であったとはいえない</p>	東京地裁	平成 29 年 (ワ) 第 27953 号	令和元年 11 月 7 日	医療訴訟判例データファイル
28	<p>特別養護老人ホームに准看護師として勤務し、同施設の利用者に対する看護及び介護業務に従事していた被告人が、食堂で、利用者之間食を提供するに当たり、決められた形態と異なる食事を利用者に提供して摂取させれば、利用者に窒息事故等を引き起こすおそれがあるから、各利用者に提供すべき間食の形態を確認した上、これに応じた形態の間食を利用者に配膳して提供し、窒息等の事故を未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、ゼリー系の間食を提供するとされていた被害者 (当時 8 5 歳) に対し、提供すべき間食の形態を確認しないまま、漫然と常菜系の間食であるドーナツを配膳して提供した過失により、同人にドーナツを摂取させ、喉頭ないし気管内異物による</p>	東京高裁 第 6 刑事部 原審：長野地裁松本支部	平成 31 年 (う) 第 791 号 原審：平成 26 年 (わ) 第 260 号	令和 2 年 7 月 28 日 原審：平成 31 年 3 月 25 日	裁判例検索 (裁判所 web)

	<p>窒息に起因する心肺停止状態に陥らせ、病院で、心肺停止に起因する低酸素脳症等により死亡させたとした事案の控訴審において、原判示の過失の成立を認めた原判決の結論は是認することはできず、本件公訴が提起されてから既に5年以上が経過し、現時点では控訴審の段階に至っている上、有罪の判断を下した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとして原判決を破棄し、被告人が、<u>自ら被害者に提供すべき間食の形態を確認した上、これに応じた形態の間食を被害者に配膳して提供する業務上の注意義務があったとはいえない</u>として、被告人に無罪を言い渡した事例</p>				
29	<p>介護施設の入所者が食事介助中に意識を消失したが、その際の機序が窒息による機序と整合的でなく、意識喪失から死亡に至る原因を窒息とみるには疑問があるほか、余命が1年程度である疾患を有し、その状態が深刻になっていて、呼吸停止、心停止に至るおそれがあったことからすれば、当該入所者の死因が食事時の窒息にあったとはいえないから、仮に食事介助の際に目を離さず少しずつ食べさせて様子を見る注意義務等の違反があったとしても、こうした過失行為と当該入所者の死亡に因果関係を認めることはできないとした事例</p>	札幌地裁	平成30年(ワ)第1732号	令和2年7月31日	裁判例検索(裁判所web)
30	<p>被告の経営する介護老人保健施設入所中に死亡したDの相続人である原告らが、被告に対し、Dは、同施設の職員らの注意義務違反により食物を誤嚥して窒息死したと主張して、損害賠償を求めた事案につき、証拠上、Dが食物を誤嚥し窒息死したとは断定できず、心筋梗塞等其他の死因の可能性も否定できない</p>	岐阜地裁 民事第1部	平成31年(ワ)第136号	令和2年12月21日	裁判例検索(裁判所web)

	として、原告らの請求を棄却した事例				
--	-------------------	--	--	--	--